

診療報酬改定の基本方針に対する
全国医学部長病院長会議からの提言（声明）

平成 21 年 11 月 26 日

全国医学部長病院長会議

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 殿
財務大臣 藤井 裕久 殿
内閣府特命担当大臣(行政刷新) 仙谷 由人 殿
文部科学大臣 川端 達夫 殿
厚生労働大臣 長妻 昭 殿
文部科学副大臣 鈴木 寛 殿
厚生労働大臣政務官 足立 信也 殿

全国医学部長病院長会議

会 長 小川 彰
副会長 河野 陽一
顧 問 吉村 博邦
顧 問 大橋 俊夫
相談役 神保 孝一
専門委員会委員長会委員長 嘉山 孝正

声明

診療報酬改定の基本方針に対する全国医学部長病院長会議からの提言

11月11日の行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けの結果、「診療報酬の配分」について『開業医の報酬を勤務医と公平になるよう見直す』ことがまとめられました。本会議は、このような見直しに対して慎重な対応を求めるものです。

拙速に開業医の診療報酬を引き下げるとは、地域医療に重要な役割を担っている開業医の経営環境・労働環境を圧迫し、地域医療の崩壊をさらに悪化させる可能性をはらんでおります。その結果、勤務医の更なる負担増など悪循環を引き起こすことが懸念されます。

「診療報酬マイナス改定が医療崩壊に拍車をかけた。」との認識の下、「総医療費の国際レベルへの引き上げを行う。」ことが民主党のマニフェストに明示されています。医療費の総枠の増額を前提としないで、診療報酬の配分の見直しのみで事態を収束しようとすることはマニフェストを無視するものであり到底容認できません。

この改定の方向性は、地域、診療科間のさらなる医療格差を生み出す危険性をはらんでおります。本会議は、診療報酬の配分についての事業仕分けの結果に対して強い懸念を表明すると同時に、診療報酬配分の見直しの方向性に対して慎重な対応を求めるものです。